

20-4 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒 税												
	免 許 者				非 免 許 者		小 計		犯 則 者 が 判 明 し ない も の		計		
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者										
外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件		
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済 検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	-	-	2	2	-	-	2	2	-	-	2	
	告 発	-	-	2	2	-	-	2	2	-	-	2	
	不 問 処 分	収税官吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処分前公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
犯 則 に 係 る 税 額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	千円		
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	180	210	-	-	180	210	-	-	180		

区 分	石 油 税			た ば こ 税			た ば こ 特 別 税	取 引 所 税	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計			
件	件	件	件	件	件	件	件	件	
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済 検 挙	-	-	-	-	-	-	-	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	
	告 発	-	-	-	-	-	-	-	
	不 問 処 分	収税官吏	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-
	通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-		
処分前公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-		
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-		
犯 則 に 係 る 税 額	-	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品などを納付すべき旨を通知する処分をいう。

2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件などで、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押などを行うことができる国税職員をいう。

揮 発 油 税			地方道路税	石 油 ガ ス 税			区 分
ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計	
件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済検 通 告 処 分 収税官吏} 告 発 その他} 処 理 不 問 処 分 通 知 処 分 不 告 発 処分前公訴権消滅 本年度未処理未済件数 犯 則 に 係 る 税 額 通告処分罰科金相当額
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	

印紙税	航空燃料税	電源開発促進税	合 計	合 計 の 累 年 比 較					区 分	
				平成8年度	9	10	11	12		13
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済検 通 告 処 分 収税官吏} 告 発 その他} 処 理 不 問 処 分 通 知 処 分 不 告 発 処分前公訴権消滅 本年度未処理未済件数 犯 則 に 係 る 税 額 通告処分罰科金相当額
—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
—	—	—	外2	外1	1	1	外2	外1	外2	
—	—	—	外2	外1	—	1	外2	—	外2	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	1	—	外1	1	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
—	—	—	—	10,459	—	—	—	2	—	
—	—	—	外180	外1,000	—	29	外50	1,260	外180	
—	—	—	210	2,300	—	243	—	210	—	

5 ほ脱犯（狭義の脱税犯）とは、納税義務者が偽りその他不正の行為により租税を免れることをその構成要件とする犯罪をいう。

6 秩序犯とは、直接に脱税の結果を発生せしめる行為ではなく、税法上に定める各種の義務に違反する行為をその構成要件とする犯罪をいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。